

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前備置書面)

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前備置書面)

2026年6月10日

株式会社インフォネット
株式会社インフォネット分割準備会社

2026年6月10日

東京都港区新橋四丁目21番3号
新橋東急ビル7階
株式会社インフォネット
代表取締役 古宿 智

東京都港区新橋四丁目21番3号
新橋東急ビル7階
株式会社インフォネット分割準備会社
代表取締役 古宿 智

吸収分割に係る事前開示事項

株式会社インフォネット（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社インフォネット分割準備会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2026年5月15日付で、吸収分割契約を締結し、2026年10月1日を効力発生日として、吸収分割会社が営む一切の事業（但し、グループ経営管理事業を除く。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割を行うに際して、吸収分割会社が会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、また、吸収分割承継会社が会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号、同第794条第1項）
別紙1に記載のとおりです。
2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ、同第192条第1号）
 - (1) 交付する株式数に関する事項
吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際して、新たに普通株式9,000株を発行し、これを全て吸収分割会社に割当交付いたします。吸収分割会社が吸収分割承継会社の発行済株式の全部を所有しており、かつ、本件吸収分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式の全てが吸収分割会社に交付される場所、両者の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。
 - (2) 本吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項
本吸収分割による増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして、相当であると判断しております。

資本金	9,000万円
資本準備金	2,500万円

3. 本吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第183条第4号及び第5号、同第192条第4号及び第6号）

【吸収分割会社】

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 株式会社撮影ティブとの吸収合併

吸収分割会社及び吸収分割会社の連結子会社である株式会社撮影ティブは、2026年4月14日付けで、吸収分割会社を吸収合併存続会社、株式会社撮影ティブを吸収合併消滅会社、2026年7月1日を効力発生日とする吸収合併契約を締結いたしました。当該吸収合併契約に基づく吸収合併により、吸収分割会社は、株式会社撮影ティブの権利義務全部を承継する予定です。

② 自己株式の取得

吸収分割会社は、2025年11月13日開催の取締役会において決議した、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式の取得を実施いたしました。

取得対象株式の種類：普通株式

取得した株式の総数：4,300株

株式の取得価額の総額：3,786,800円

取得期間：2026年4月1日～2026年4月27日

③ 株式譲渡契約の締結

吸収分割会社は、株式会社フォーカスキャピタル、株式会社スターランドコミュニケーション及び株式会社アクティブリテックの個人株主1名との間で、2026年5月19日付けで、株式会社アクティブリテックの発行済株式の一部について株式譲渡契約を締結いたしました。吸収分割会社は、当該株式譲渡契約に基づき、2026年6月19日を実行日として、株式会社アクティブリテックの発行済株式1,200株のうち150株を譲り受ける予定です。

④ 株式会社アクティブリテックとの株式交換

吸収分割会社は、株式会社アクティブリテックとの間で、2026年5月19日付けで、吸収分割会社を株式交換完全親会社、株式会社アクティブリテックを株式交換完全子会社、2026年7月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約に基づく株式交換により、吸収分割会社は、普通株式419,685株を株式会社アクティブリテックの株主に交付する予定です。

【吸収分割承継会社】

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2026年4月1日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生じる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号、同第192条第7号）

吸収分割承継会社及び吸収分割会社は、本吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本分割後に予想される吸収分割承継会社及び吸収分割会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフローの状況について検討いたしました。その結果、債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

6. 備置き開始後の変更に関する事項（会社法施行規則第183条第7号、同第192条第8号）

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示します。

以上

吸収分割契約書

株式会社インフォネット（以下、「甲」という。）と株式会社インフォネット分割準備会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、持株会社体制へ移行することを目的として、本契約第7条に規定する効力発生日（以下「効力発生日」という。）をもって、甲が営む一切の事業（但し、グループ経営管理事業を除く。）（以下「本件事業」という。）に関し、本契約第5条第1項に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。（以下「本件分割」という。）

（分割当事者の商号及び住所）

第2条 本件分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社は次のとおりとする。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：株式会社インフォネット

住所：東京都港区新橋四丁目2番3号新橋東急ビル7階

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社インフォネット分割準備会社

住所：東京都港区新橋四丁目2番3号新橋東急ビル7階

（本件分割に際して交付する金銭等）

第3条 乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の株式9000株を発行し、そのすべてを本件分割により承継する権利義務の対価として甲に割当交付する。

（増加すべき乙の資本金及び準備金等）

第4条 本件分割により増加する乙の株主資本の額は次のとおりとする。

（1）資本金：9000万円

（2）資本準備金：2500万円

（3）その他資本剰余金：

株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

（本件分割により承継する権利義務）

第5条 甲は、本件分割により、甲が本件事業に関して有する資産、負債及びその他権利義務のうち、別紙「承継権利義務明細表」に定める資産、負債及びその他権利義務を、効力発生日において乙に承継する。

2 別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産及び負債の評価は、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としており、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

3 甲から乙に対する債務の承継は、その一切を甲が重疊的債務引受を行い、効力発生日以降も連帯して負担するものとする。

- 4 本件分割に際して、登記、登録、通知等の手続が必要なものについては、甲乙協力してその手続を行うものとし、手続に要する費用は、乙の負担とする。

(分割手続)

- 第6条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議（会社法第319条第1項により株主総会の決議があったとみなされる場合を含む。）による本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。
- 2 甲及び乙は、債権者保護手続その他関係法令により必要となる手続を適切な時期において行う。

(効力発生日)

- 第7条 効力発生日は2026年10月1日とする。但し、本件分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

(競業避止義務)

- 第8条 甲は、乙が承継する本件事業について競業避止義務を負わない。

(分割条件の変更及び解除)

- 第9条 本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本件分割の実行に重大な支障が生じた場合、その他本契約の目的が達成困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(善管注意義務)

- 第10条 甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

(本契約の効力)

- 第11条 本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会における本契約の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

(規定外事項)

- 第12条 本契約書に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として本書を作成し、甲及び乙が電子署名する。

2026年 5月15日

甲：東京都港区新橋四丁目21番3号新橋東急ビル7階
株式会社インフォネット
代表取締役 古宿 智

乙：東京都港区新橋四丁目21番3号新橋東急ビル7階
株式会社インフォネット分割準備会社
代表取締役 古宿 智

承継権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、負債及びその他権利義務（以下「承継権利義務」という。）は、以下のとおりとする。但し、別段の定めがなされているものについてはその定めに従うものとする。

1. 承継する資産

- (1) 本件事業に属する流動資産。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。
- (2) 本件事業に属する固定資産。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

2. 承継する負債

本件事業に属する負債。ただし、別途甲及び乙間で合意したものを除く。

3. 承継する契約上の地位及び権利義務

本件事業に関して甲が締結した契約に係る一切の契約上の地位及び契約に付随する権利義務。但し、契約上必要となる相手方都合で承継不可となった権利義務を除く。

4. 承継する従業員

本件事業に係る従業員との雇用契約に係る一切の契約上の地位及び契約に付随する権利義務。

5. 許認可等

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上吸収分割により承継することが可能なものの一切。

以上

貸借対照表

株式会社インフォネット分割準備会社

令和 8年 4月 1日 現在

(単位：円)

資 産 の 部

【	流	動	資	産	】			
	普	通	預	金		10,000,000		
	流	動	資	産	合 計		10,000,000	
	資	産	合	計			10,000,000	

純 資 産 の 部

【	株	主	資	本	】			
	【	資	本	金	】		10,000,000	
	株	主	資	本	合 計		10,000,000	
	純	資	産	合	計		10,000,000	
	負	債	・	純	資	産	合 計	10,000,000